

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 障害者手帳の交付と障害者控除

**Q** : 私は、今年の春に交通事故に遭い、その後遺症で身体の一部に障害が生じました。現在、身体障害者手帳1級の交付を申請中です。

ところで、先月父が死亡し、相続税の申告をする必要があるのですが、私は相続税の障害者控除の適用があるのでしょうか。

**A** : 特別障害者として障害者控除の適用があります。

#### 【解説】

相続や遺贈で財産を取得した者が、日本国内に住所があり、法定相続人に該当し、しかも障害者である場合には、障害者控除の適用があります。障害者控除額は、相続開始日において、その障害者が70歳に達するまでの年数1年について6万円（特別障害者であるときは12万円）の割で計算した金額です。

ところで、相続開始の時において「身体障害者手帳」の交付を受けていない場合であっても、①相続税申告書の提出時において、手帳の交付を受けていること、又は手帳の交付申請中であること、②医師の診断書により相続開始時の現況において、手帳に記載され又は手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる者は、その障害の程度に応じ一般障害者又は特別障害者に該当するものとして取り扱われます。

ご質問の場合、身体障害者手帳1級に該当するということですから、特別障害者として障害者控除額を計算することになります。

